平成２７年（フ）第５３４１号
東京都文京区西片１丁目17―１―203
破産者　古屋　郁子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３５６号
東京都大田区南六郷２丁目22―２―201
破産者　岩崎　節雄
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４２２号
東京都練馬区大泉町５丁目26―１
破産者　前田　仁志
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４８４号
東京都葛飾区東新小岩８丁目７―23
破産者　稲葉　康将
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５３９号
東京都荒川区町屋８丁目14―９―102
破産者　新城　健司
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７２０号
東京都小平市喜平町３丁目３―16―505
破産者　末永　　守
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７７２号
東京都荒川区東日暮里５丁目13―10
破産者　藤田　奈美
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８００号
東京都調布市小島町１丁目４―８―305
破産者　大川　友昭
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８６０号
東京都江東区森下１丁目18―６―301
破産者　阿部　治人
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９１９号
千葉県柏市あけぼの４丁目６―１―101
破産者　山中　謙久
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６００３号
千葉県船橋市前原西３丁目21―19―303
破産者　福島　貴之
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８９６号
神奈川県横浜市金沢区福浦２丁目７番13号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市金沢区福浦２丁目８番16号
破産者　株式会社勝製作所
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１４０号
神奈川県横浜市泉区岡津町1010―７　レオパレスＭＹ１　103号、開始決定時の住所神奈川県横浜市泉区中田東４丁目21―８
破産者　吉村　勝身
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４１７号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目６番３号
破産者　株式会社エコミッション
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３１号
神奈川県横浜市旭区中白根４―23―12、住民票上の住所神奈川県横浜市旭区中白根４丁目１―83―101
破産者　高田　　修
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３５５号
東京都渋谷区本町１丁目51―３―101、開始決定時の住所東京都渋谷区元代々木町25―12―102
破産者　ローラー戸島華織
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６９４号
東京都渋谷区笹塚１丁目48―19―903、開始決定時の住所東京都新宿区歌舞伎町２―３―21―1004
破産者　笠原　美惠
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３９５号
神奈川県小田原市久野444―１、商業登記簿上の本店所在地神奈川県小田原市扇町３丁目21番１号
破産者　株式会社エイユーサービス
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５０５号
神奈川県川崎市高津区下野毛２丁目９番28号
破産者　株式会社セイワ電機製作所
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５０６号
神奈川県川崎市高津区下野毛２丁目７―13―301
破産者　倉住　正年
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３１７号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1162―１―603
破産者　石井　　優
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部